

# 第84期 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時2022年12月23日（金曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）開催  
場所東京都大田区南蒲田一丁目20番20号  
大田区産業プラザ PiO  
3階 特別会議室

## 目次

第84期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 （添付書類）	
事業報告	18
計算書類	32
監査報告書	45

## 株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましても、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただいたうえ、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場について自粛を含めた慎重なご判断をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記のウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.nitcho.co.jp>

株主各位

東京都大田区東六郷三丁目15番8号

日本調理機株式会社

代表取締役社長 齋藤有史

## 第84期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第84期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット）または書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁から4頁に記載の方法により、2022年12月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年12月23日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所	東京都大田区南蒲田一丁目20番20号 大田区産業プラザ PiO 3階 特別会議室 <small>※末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。</small>
3. 目的事項	報告事項 第84期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告および計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

☐ 当社ウェブサイト：<https://www.nitcho.co.jp>

日本調理機

検索



## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう切手を貼らずにご投函ください。



◀こちらを切り取って  
ご返送ください。

**行使期限** 2022年12月22日（木曜日）午後5時30分到着分まで

### 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合



#### 「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。  
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



詳細につきましては3頁をご覧ください。▶

**行使期限** 2022年12月22日（木曜日）午後5時30分まで



#### 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

詳細につきましては4頁をご覧ください。▶

**行使期限** 2022年12月22日（木曜日）午後5時30分まで

- 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。

### 株主総会にご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年12月23日（金曜日）午前10時

**場所** 大田区産業プラザ PiO 3階 特別会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

# 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

※ 議決権行使結果の集計の都合上、お早めの行使をお願い申し上げます。



## 「スマート行使」によるご行使

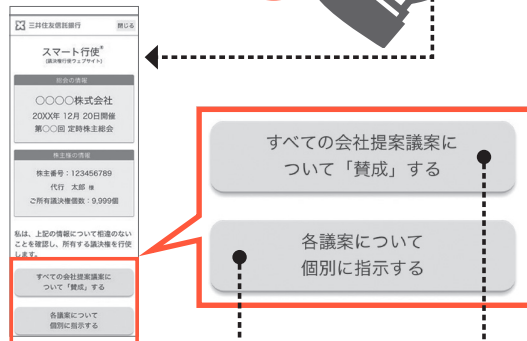
### 1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。  
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



### 2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。



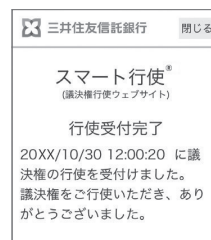
#### 各議案について個別に指示する場合

### 3 画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



#### すべての会社提案議案について「賛成」する場合

### 4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



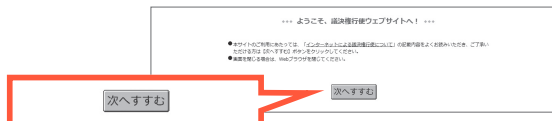
#### 【議決権再行使のお手続き方法について】

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

(パソコンとスマートフォンどちらもご利用いただけます)

## 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>



### 2 ログインする



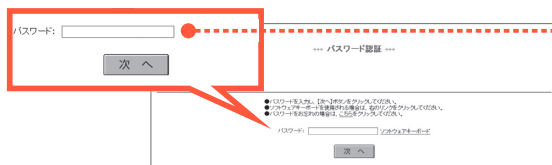
「議決権行使コード」\*を入力し、「ログイン」をクリック

#### 議決権行使イメージ



※「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

### 3 パスワードを入力



「パスワード」\*を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って  
 賛否をご入力ください。

- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

スマートフォン・パソコンなどの  
 操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
 ☎ 0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

---

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当は、財務状況および経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金 120円  
配当総額 136,265,280円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年12月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社事業におけるお客様ニーズの多様化に対応することを目的として新たに事業を追加するとともに、目的各号記載の順序の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 厨房用機械器具の製作、販売 2. 食品加工機械器具の製作、販売 3. 一般機械器具の製作、販売 4. 上記各項の機械器具の輸出入業務 5. 機械器具を設置するための建物工事、施工 6. 建設工事業に関する設計、施工、監理 7. 建築物の設計、工事監理 < 新 設 > < 新 設 > 8. その他前各項に附帯する一切の業務	(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 厨房用機械器具の製作、販売、 <u>保守</u> 2. 食品加工機械器具の製作、販売、 <u>保守</u> 3. 一般機械器具の製作、販売 4. 上記各項の機械器具の輸出入業務 5. 機械器具を設置するための建物工事、施工 6. 建設工事業に関する設計、施工、監理 7. 建築物の設計、工事監理 8. <u>厨房施設に係る関連商品及び毒物及び劇物洗剤の</u> <u>販売</u> 9. <u>古物営業法に基づく中古厨房機械器具ならびに食</u> <u>品加工機械器具の買取および販売</u> 10. その他前各項に附帯する一切の業務

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)            第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p>	<p>(電子提供措置等)            第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。            2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)            1. 変更後定款第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条はなお効力を有する。            2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再任	さいとう ゆうじ 齋藤 有 史	代表取締役社長	100% (18回/18回)
2	再任	にし やま とも やす 西山 智 康	代表取締役副社長	100% (18回/18回)
3	再任	すが の のぶ ひさ 菅野 信 尚	常務取締役	100% (13回/13回)
4	再任	み しま ひろ ふみ 三島 博 史	取締役	100% (13回/13回)
5	新任	いい じま ゆたか 飯島 裕	執行役員	—
6	再任 社外 独立	まつ うち ひろ ふみ 松浦 宏 文	取締役	100% (18回/18回)

1

さいとう ゆうじ

齋藤 有史

(1970年4月9日生)

再任

- 取締役在任年数  
16年
- 取締役会への出席状況  
100% (18回/18回)
- 所有する当社の株式数  
21,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年10月 日本調理機株式会社入社  
2006年12月 当社取締役営業本部副本部長  
2009年12月 当社取締役栃木工場長  
2013年12月 当社常務取締役生産部門担当  
2015年12月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、販売・生産・購買における豊富な業務経験を有し、2015年12月より代表取締役としてリーダーシップを発揮し、当社の安定的基盤を築き上げた実績から、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し引き続き取締役候補者としております。

2

にし やま とも やす

西山 智康

(1957年3月17日生)

再任

- 取締役在任年数  
9年
- 取締役会への出席状況  
100% (18回/18回)
- 所有する当社の株式数  
11,049株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 日本調理機商事株式会社入社  
2011年12月 当社執行役員管理統括部長  
2013年12月 当社取締役管理部門担当  
2015年12月 当社代表取締役副社長管理本部担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社入社以来、管理部門を中心に業務に従事し、社内システムの構築等の経験を有し、2015年12月より代表取締役としてコンプライアンス体制強化の実績を上げていることから、取締役としての職務を遂行できるものと判断し引き続き取締役候補者としております。

3

すが の のぶ ひさ

菅野 信尚

(1960年1月7日生)

再任

- 取締役在任年数  
1年
- 取締役会への出席状況  
100% (13回/13回)
- 所有する当社の株式数  
730株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 日本調理機株式会社入社  
 2007年10月 当社東北支店支店長  
 2015年10月 当社業務統括部長  
 2016年2月 当社執行役員販売本部担当  
 2021年12月 当社常務取締役販売本部担当 (現任)

## 取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業としての長年の経験及び設備レイアウト・提案営業・PFI事業等の高い知識を持ち、その企画力の高さから2021年12月より営業部門担当常務取締役として就任し、職務を遂行している実績から判断し引き続き取締役候補者としております。

4

み しま ひろ ふみ

三島 博史

(1970年8月27日生)

再任

- 取締役在任年数  
1年
- 取締役会への出席状況  
100% (13回/13回)
- 所有する当社の株式数  
1,405株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年4月 日本調理機株式会社入社  
 2012年10月 当社販売推進部長  
 2016年4月 当社業務統括部長  
 2017年12月 当社執行役員業務統括部長  
 2018年10月 当社執行役員経営企画室長  
 2021年12月 当社取締役業務統括本部担当 (現任)  
 2022年11月 株式会社ベガ代表取締役 (現任)

## 取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業・購買・アフターサービス部門・社員教員・内部監査・経営企画等、幅広い経験と知識を持ち、管理能力、判断力、理解力の高さから2021年12月に取締役として就任し、職務を遂行している実績から引き続き取締役候補者としております。

5

いい じま

飯島

ゆたか

裕

(1964年11月20日生)

新任

## 取締役在任年数

## 取締役会への出席状況

所有する当社の株式数  
3,300株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 日本調理機株式会社入社  
 2012年10月 当社製品開発部長  
 2017年4月 当社技術開発部門統括部長  
 2018年10月 当社生産本部統括部長  
 2021年12月 当社執行役員生産本部担当（現任）

## 取締役候補者とした理由

当社入社以来、機械設計業務に従事し、その専門的知識及び経験を有し、高い規律性と強い意志、柔軟な対応力を持っており、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。

6

まつ うら ひろ ふみ

松浦 宏文

(1946年4月7日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数  
5年取締役会への出席状況  
100% (18回/18回)所有する当社の株式数  
0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年4月 株式会社東芝入社  
 1973年3月 株式会社大和証券入社  
 1995年7月 大和投資顧問株式会社取締役国際部長  
 2006年4月 ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社監査役  
 2013年12月 当社社外監査役  
 2017年12月 当社社外取締役（現任）

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松浦宏文氏は、証券会社での幅広い業務知識及び業務経験を有しており、他社の取締役及び監査役として会社経営に関与したことがあります。これらの経験や知識等を活かし、当社の経営を監督・助言していただいております。引き続き当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 松浦宏文氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 松浦宏文氏の社外取締役に就任してから年数は本定時株主総会終結の時をもって5年であり、社外取締役就任前に監査役であり、その在任期間は4年であります。当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。  
 4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることが

できるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役现就任した場合には各候補者は当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期途中である2023年9月30日に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再任	すず き かつ あき 鈴木 克 明	取締役（監査等委員）	100% (13回/13回)
2	再任 社外 独立	みつ い さとし 三 井 聡	取締役（監査等委員）	100% (18回/18回)
3	再任 社外 独立	こ がゆ じゅん こ 小 粥 純 子	取締役（監査等委員）	100% (18回/18回)
4	新任 社外 独立	みや じま てつ や 宮 島 哲 也	取締役	100% (18回/18回)

1

すず き かつ あき

鈴木 克明

(1959年5月10日生)

再任

- 取締役在任年数  
1年
- 取締役会への出席状況  
100% (13回/13回)
- 所有する当社の株式数  
949株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 日本調理機株式会社入社  
 2007年4月 当社総務部長  
 2012年12月 当社執行役員総務部長  
 2021年12月 当社取締役 監査等委員 (現任)

## 取締役候補者とした理由

当社入社以来、総務部での豊富な経験を有しており、これらの経験と見識により適正な監査が遂行できるものと判断し引き続き監査等委員である取締役候補者としております。

2

みつ い さとし

三井 聡

(1977年1月31日生)

再任

社外

独立

- 取締役在任年数  
4年
- 取締役会への出席状況  
100% (18回/18回)
- 所有する当社の株式数  
0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2004年12月 中央青山監査法人入所  
 2014年1月 三井公認会計士・税理士事務所開設 (現任)  
 2014年1月 株式会社ジェントルパートナーズ代表取締役 (現任)  
 2017年12月 当社社外監査役  
 2018年9月 税理士法人ふたば代表社員 (現任)  
 2018年12月 当社社外取締役監査等委員 (現任)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三井聡氏は、公認会計士・税理士として活躍され、財務および会計に精通し高い専門性を有し、人格・識見ともに優れており、取締役会の審議においては、経営陣から独立した客観的な立場から必要な指摘・助言をいただいております。同氏の当該見識による業務を行う経営陣から独立した立場での中立的・客観的な職務の遂行を期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。

3

こ がゆ じゅん こ

小粥 純子

(1967年10月10日生)

再任

社外

独立

取締役在任年数  
2年

取締役会への出席状況  
100% (18回/18回)

所有する当社の株式数  
0株

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月 中央新光監査法人入所  
1994年 3月 公認会計士登録  
2006年 9月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入所  
2012年 8月 日本公認会計士協会 自主規制・業務本部 調査・相談グループ長  
2012年 10月 東北大学大学院経済学研究科（会計大学院）教授（現任）  
2020年 1月 小粥純子公認会計士事務所開設（現任）  
2020年 3月 税理士登録  
2020年 4月 竹内絢子税理士事務所入所（現任）  
2020年 12月 当社社外取締役監査等委員（現任）  
2021年 6月 株式会社日新 社外取締役監査等委員（現任）  
2021年 12月 大和ハウスリート投資法人 監督役員（現任）  
2022年 3月 株式会社セレス 社外取締役監査等委員（現任）  
2022年 6月 株式会社商工組合中央金庫 社外監査役（現任）  
2022年 6月 株式会社民間資金等活用事業推進機構 社外監査役（現任）

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小粥純子氏は、公認会計士としての監査実務に加え、大学院教授としての研究活動を通じて培われた内部統制の専門家として豊富な経験、および高い見識を有しております。その豊富な経験・知識・知見の高さを当社の内部統制の充実に活かしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としております。



## 4

みやじま てつや

## 宮島 哲也

(1970年4月10日生)

新任

社外

独立

■ 取締役在任年数  
2年■ 取締役会への出席状況  
100% (18回/18回)■ 所有する当社の株式数  
0株

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月	梶谷総合法律事務所入所 (現任)
2014年4月	第一東京弁護士会監事
2016年6月	日本高周波銅業株式会社社外取締役 (現任)
2020年12月	当社社外取締役 (現任)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宮島哲也氏は、弁護士としての豊富な知識と経験、知見の高さを活かし、コンプライアンスの強化及び業務執行の監視体制の充実に貢献いただけるものと判断しております。業務を行う経営陣からの独立した立場で、同氏の見識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三井聡氏、小粥純子氏および宮島哲也氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、3氏の兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は鈴木克明氏が再任された場合、同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 三井聡氏の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年であり、社外取締役就任前に監査役であり、その在任期間は1年であります。当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 小粥純子氏の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 宮島哲也氏の社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって2年となります。当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
7. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には各候補者は当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。(保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。) なお、各候補者の任期途中である2024年9月30日に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案

## 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）を退任されます松本慎二氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

対象者は、取締役として当社の発展に貢献をされたため贈呈するものであり、その金額は当社役員退職慰労金規程に基づいて算定するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
まつもと 慎二 松本 慎二	2020年12月 当社取締役 2021年12月 当社常務取締役（現任）

以上

## 1 会社の現況に関する事項

### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言の解除から始まり景気の回復が期待されましたが、変異株「オミクロン株」の感染拡大とそれに伴うまん延防止等重点措置の適用、コロナ禍による半導体不足や急激な円安の進行に伴う為替相場の変動など、いまだ景気回復の先行きは不透明な状況が続いております。

一方、世界経済においてもウクライナ情勢の長期化による世界の不安定化と原油や資材価格の高騰などによってさまざまなモノの価格がかつてない範囲で高騰し、先行き不透明感が増す状況となりました。

このような環境の中、当社におきましては、学校給食以外の民間の社員食堂等の事業所給食分野を拡大させるべく案件獲得に注力した活動を実施してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による販売活動への影響が期初の想定以上に長期化し、事業所給食分野において厨房予算の縮小化や施工時期の先送り等が顕著になり、また、想定した案件の獲得に至らず売上高が期初の予想を下回ることとなりました。

利益面においては、原価低減や経費削減に取り組んだことによる一定の成果は得られたものの、売上高減少による影響を補うには至りませんでした。

これらの結果、当期の業績は、売上高は15,467百万円（前期比9.3%減）、経常利益は340百万円（前期比50.6%減）、当期純利益は205百万円（前期比52.9%減）となりました。

### ② 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は289百万円で、その主な内容は、通信設備・機器の更新および栃木工場、大分工場の機械設備更新等であります。

### ③ 資金調達の状況

当社は、2021年11月9日付で東京証券取引所市場第二部（現スタンダード市場）に株式上場し、一般募集（ブックビルディング方式による募集）およびオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額403百万円の資金調達を行いました。

#### ④ 財産および損益の状況

区 分	第81期	第82期	第83期	第84期
	自 2018年10月1日 至 2019年9月30日	自 2019年10月1日 至 2020年9月30日	自 2020年10月1日 至 2021年9月30日	自 2021年10月1日 至 2022年9月30日
売 上 高 (百万円)	16,164	15,902	17,061	15,467
経 常 利 益 (百万円)	400	491	689	340
当 期 純 利 益 (百万円)	267	332	436	205
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	274.48	341.10	448.72	185.64
総 資 産 (百万円)	12,457	12,339	12,532	12,737
純 資 産 (百万円)	5,289	5,513	5,834	6,327
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	5,433.16	5,663.19	5,993.20	5,572.13

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は2020年4月13日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第81期の期初に当該株式併合が行われたと仮定し1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算出しております。

#### ⑤ 当社が対処すべき課題

- (1) 当社社是「誠実奉仕」のもと、お客様に“高品質”“安心安全”“低環境負荷”な製商品、サービスを提供し、お客様の満足を最優先に捉え、「食」に携わる企業として社会に貢献してまいります。
- (2) お客様のニーズに応えた製商品の創出、ならびに円滑な厨房施設運用の実現に向け、常に最先端技術を駆使し、研究開発活動に邁進してまいります。
- (3) 当社は、製商品の“安定稼動”を第一の品質と捉え、生産現場から設置据付まで適切なチェック体制のもと、品質管理の徹底に取り組んでまいります。
- (4) 当社では、製商品を導入していただいたお客様、使用者様への機器の取り扱いや調理指導を徹底し、さらには定期的な保守点検や老朽機器の更新をご提案するなど、製品事故を未然に防ぐ施策を講じてまいります。
- (5) 働き方改革の一環として、職場環境の変革による生産性の効率化に積極的に取り組み、収益力の向上に努めます。

- (6) 内部統制システムの機能的な運用によりコンプライアンス／リスク管理を徹底し、従業員の労務管理や外注先を含めた安全管理に注力するとともにお客様に誠実に奉仕する体制を強化いたします。
- (7) ESG(環境・社会・ガバナンス)への取組を強化し、新たな食生活の提案を行うなど社会的課題の解決と企業価値の向上を目指します。当社は事業活動を通じて、お客様の環境負荷低減や労働環境改善への貢献、全国の取引先との共生共創を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## ⑥ 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

当社は、厨房機械器具・食品加工機械器具等の製作ならびに集団給食設備等の設計・監理・施工を行う建設業法一般管工事業（国土交通大臣許可）およびこれらに関する事業を行っております。

## ⑦ 主な営業所および工場 (2022年9月30日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都大田区	北海道支店	北海道札幌市
横浜営業所	神奈川県横浜市	東北支店	宮城県仙台市
立川営業所	東京都国立市	中部支店	愛知県名古屋市
千葉営業所	千葉県千葉市	関西支店	大阪府豊中市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市	中四国支店	広島県広島市
茨城営業所	茨城県水戸市	九州支店	福岡県大野城市
栃木営業所	栃木県宇都宮市	栃木工場	栃木県矢板市
群馬営業所	群馬県高崎市	大分工場	大分県豊後大野市
新潟営業所	新潟県新潟市	栃木物流センター	栃木県矢板市
長野営業所	長野県長野市		

上記のほか、各支店が管轄する営業所が23ヶ所あります。

**⑧ 従業員の状況（2022年9月30日現在）**

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
535名	7名減	44歳7ヶ月	20年3ヶ月

(注) 1. 上記の他に臨時従業員（派遣社員）が3名おります。  
 2. 臨時従業員（パート社員）を従業員数に含めて記載しております。

**⑨ 主要な借入先の状況（2022年9月30日現在）**

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	131百万円
株式会社三菱UFJ銀行	135百万円
株式会社三井住友銀行	10百万円
株式会社みずほ銀行	10百万円
株式会社商工組合中央金庫	10百万円

**⑩ その他会社の現況に関する重要な事項**

特に記載すべき事項はありません。

**⑪ 注記**

記載金額については百万円未満を切り捨てております。

## 2 会社の株式に関する事項

株式の状況（2022年9月30日現在）

- (1) 株式数 発行可能株式総数 3,800,000株  
発行済株式の総数 1,135,544株（自己株式28株を除く）
- (2) 株主数 898名
- (3) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
有 限 会 社 第 一 エ ア 工 業	130,079株	11.45%
日 本 調 理 機 従 業 員 持 株 会	119,874株	10.55%
田 中 幸 子	91,082株	8.02%
齋 藤 徳 子	89,369株	7.87%
齋 藤 隆 哉	80,860株	7.12%
株 式 会 社 マ ル ゼ ン	75,400株	6.63%
田 中 成 和	37,439株	3.29%
西 山 昌 子	30,778株	2.71%
佐 藤 由 美 子	29,900株	2.63%
齋 藤 有 史	21,800株	1.91%

- (4) その他会社の株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3 会社の新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2018年12月18日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ①新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ②新株予約権の行使価額 1個につき5,400円
- ③新株予約権の行使条件 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社取締役又は執行役員の地位にあることを要する。但し当社の取締役又は執行役員であった者で任期満了又は定年により退任した者、その他正当な理由があるものとして当社が特に新株予約権の行使を認めたものについてはこの限りではない。  
その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
- ④新株予約権の行使期間 2020年12月19日から2028年12月18日まで
- ⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	50,000個	普通株式 5,000株	5名
社外取締役（監査等委員を除く）	5,000個	普通株式 500株	1名
取締役（監査等委員）	15,000個	普通株式 1,500株	2名
執行役員	10,000個	普通株式 1,000株	1名



## 4 会社の役員に関する事項

### ① 取締役の状況（2022年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 有史	
代表取締役副社長	西山 智康	管理本部担当役員
常務取締役	松本 慎二	生産本部担当役員
常務取締役	菅野 信尚	販売本部担当役員
取締役	三島 博史	業務統括本部担当役員
取締役	松浦 宏文	
取締役	宮島 哲也	弁護士、日本高周波鋼業株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	鈴木 克明	
取締役 (監査等委員)	三井 聡	公認会計士、税理士 株式会社ジェントルパートナーズ 代表取締役 税理士法人ふたば 代表社員
取締役 (監査等委員)	小粥 純子	公認会計士、税理士 東北大学会計大学院教授 株式会社日新 社外取締役監査等委員 大和ハウスリート投資法人 監督役員 株式会社セレス 社外取締役監査等委員 株式会社商工組合中央金庫 社外監査役 株式会社民間資金等活用事業推進機構 社外監査役

- (注) 1. 取締役 松浦宏文氏および宮島哲也氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）三井聡氏および小粥純子氏は社外取締役であります。
3. 監査等委員三井聡氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員小粥純子氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、鈴木克明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## ② 取締役に対する報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	役員報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	191,828 (12,889)	175,448 (12,189)	— —	16,380 (700)	9 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	27,473 (12,889)	25,503 (12,189)	— —	1,970 (700)	4 (2)
合 計	219,302 (25,778)	200,952 (24,378)	— —	18,350 (1,400)	13 (4)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2018年12月18日開催の第80期定時株主総会において、年額2億5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は7名 (うち社外取締役1名) です。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2018年12月18日開催の第80期定時株主総会において、年額3千8百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名 (うち監査等委員である社外取締役2名) です。
3. 上記の人数および金額には、退任した3名を含んでおります。
4. 役員報酬等内容の決定に関する方針等

当社は、2019年9月25日の取締役会において、取締役の個人別報酬額の決定方針を以下のとおり決議しております。なお、報酬は、以下の方法に基づく決定額を月額換算して毎月支払うこととしております。

## a. 役員報酬の構成

当社の役員報酬体系は、基本報酬(固定報酬と変動報酬)及び退職慰労金で構成しております。

## 基本報酬：固定報酬

- ・ 役位に応じて設定した月額基準報酬テーブルにより算定される基本報酬
- ・ 就任年数/貢献度合いを代表取締役が6段階で評価して決定する貢献報酬

## 基本報酬：変動報酬

- ・ 会社業績及び担当部門業績並びに個人責務の3つの視点で配分する報酬
  - ・ 業務執行取締役の変動報酬は、非業務執行取締役の変動報酬 (月額固定報酬の2～4ヵ月の範囲) を控除して算出
- 変動報酬は、当期純利益等4項目を評価項目とし、基準年度実績と過去3期実績平均を比較して3段階で算定する。

## 退職慰労金

取締役会で決議した退職慰労金規程に基づき役位別在任期間に役位別単価を乗じて算出

## b. 役員報酬の決定方法及び委任に関する事項

2018年12月18日開催の第80期定時株主総会決議により、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬等限度額は年額250百万円以内となっております。同定時株主総会決議により、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額38百万円以内となっております。なお、決議当時の取締役 (監査等委員である取締役を除く) の員数は7名 (うち社外取締役1名)、決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち社外取締役2名) となっております。

個人別の固定報酬及び変動報酬の額並びにその割合については、代表取締役が協議して立案した報酬案を、社外取締役及び非業務執行取締役で構成する指名報酬諮問委員会に提示します。指名報酬諮問委員会の審議を経て、監査等委員でない取締役の報酬は代表取締役に咨問後、取締役会で決定しております。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うもので

あると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬は、指名報酬諮問委員会の答申に基づき、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

### ③ 社外役員に関する事項

#### 当事業年度における主な活動状況

取締役 松浦宏文氏は、証券会社での経験・専門知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度の在任期間中に開催された取締役会に18回中18回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

取締役 宮島哲也氏は、弁護士としての専門知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度の在任期間中に開催された取締役会に18回中18回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

取締役（監査等委員）三井聡氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度に開催された取締役会に18回中18回、当事業年度に開催された監査等委員会に13回中13回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

取締役（監査等委員）小粥純子氏は、監査法人の専門知識・経験及び大学院教授として内部統制、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度に開催された取締役会に18回中18回、当事業年度に開催された監査等委員会に13回中13回出席し、その専門的見地から適宜発言を行っております。

なお、各社外取締役の兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### ⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

34,000千円

### ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36,500千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」および「財務諸表等以外の財務情報に関する調査結果報告書」作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会が会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合に会計監査人を解任いたします。

### (5) 責任限定契約

会計監査人とは、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約の内容は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、25,000,000円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

## 6 業務の適正性を確保するための体制

### 内部統制システムの構築の基本方針

当社は、内部統制システムを適切に構築し、適用することにより、業務執行の公正性および効率性を確保することが重要な経営課題であるとの認識から、当社の業務の適正性を確保するための体制として、以下の項目を取締役会で決定し下記の様に実践しています。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令および定款を遵守すると共に、「役員規程」、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査基準」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割および責任を明確にする。

取締役および使用人は、全社・部門単位でこれらの関連規程に服することを徹底する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令ならびに社内規程の「文書管理規程」に基づき適切に保存し、取締役が閲覧、謄写可能な状態で管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行に係る種々のリスクの評価・識別・監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備する。

不測の事態が発生した場合には、取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に留めるための体制を整える。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の業務執行状況の監督を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、幹部社員で構成する経営推進協議会において、業務執行責任及び結果責任を明確にする体制とする。

#### (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととす

る。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

- (6) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について監査等委員会に遅滞なく報告するものとする。前記に拘わらず、監査等委員会は必要に応じて取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとする。また、監査等委員会は、代表取締役、内部監査部門および監査法人と必要な情報交換に努め、当社の監査の実効性を確保するものとする。

- (7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、役職員が取るべき行動・態度を明確に示すために「企業倫理規範及び行動指針」を策定しています。その中で反社会的勢力の排除に関して、次のように定めております。

「法令や社会的規範・良識に基づき、公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、当社は、社会的秩序や健全な企業活動に悪影響を与える個人・団体とは一切関わらない。」

新規取引先等についても取引開始前に反社会的勢力との関わりの観点から確認を行うなど、公共機関、専門調査機関から情報収集ができる体制を構築し、社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行うことを当社の基本方針としています。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「企業倫理規範及び行動指針」で掲げた反社会的勢力排除のための体制および活動を「コンプライアンス管理規程」に定めています。

公共機関のガイドブックの配布、社員教育の実施、新規取引開始に当たっての情報検索・信用調査などの反社会的勢力の排除のための運用ルールを明確化しています。

また、平素から対応マニュアルに基づく活動に努めるとともに、警察・弁護士等の外部専門機関との連絡を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は、外部専門機関と連携し組織的に対応する体制としております。

内部統制システムの運用状況の概要

- (1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、幹部社員で構成する経営推進協議会を月1回開催し、業務執行責任および結果責任を明確にし、また事前にリスクを協議し損害の発生を防止しております。
- (2) 内部監査室が全国各拠点に対し監査を実施し、コンプライアンス状況を調査し、取締役および監査等委員会に報告しております。
- (3) 監査等委員会の監査に対し、積極的に情報を提示し監査の実効性を確保しております。



# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部	
<b>流動資産</b>	<b>9,511,970</b>
現金及び預金	3,073,591
受取手形	579,133
売掛金	3,996,457
商品及び製品	748,537
仕掛品	692,142
原材料及び貯蔵品	326,698
前渡金	2,197
前払費用	30,634
その他流動資産	62,578
<b>固定資産</b>	<b>3,225,451</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,526,319</b>
建物	1,176,170
構築物	12,023
機械及び装置	109,825
車両及び運搬具	0
工具器具及び備品	15,466
土地	1,012,183
リース資産	200,650
<b>無形固定資産</b>	<b>21,452</b>
借地権	13,485
ソフトウェア	7,192
その他無形固定資産	773
<b>投資その他の資産</b>	<b>677,680</b>
投資有価証券	63,237
関係会社株式	9,800
出資金	2,000
長期貸付金	40,469
関係会社長期貸付金	26,716
破産更生債権等	89,560
繰延税金資産	478,364
その他投資等	57,092
貸倒引当金	△89,560
<b>資産合計</b>	<b>12,737,422</b>

負債の部	
<b>流動負債</b>	<b>5,138,626</b>
支払手形	2,022,652
電子記録債務	614,167
買掛金	1,359,124
短期借入金	230,000
1年内返済予定の長期借入金	66,500
リース債務	38,971
未払金	22,896
未払費用	331,333
契約負債	34,739
預り金	11,300
賞与引当金	380,000
製品保証引当金	19,804
資産除去債務	7,137
<b>固定負債</b>	<b>1,271,389</b>
リース債務	181,653
退職給付引当金	974,033
役員退職慰労引当金	97,670
資産除去債務	17,031
その他固定負債	1,000
<b>負債合計</b>	<b>6,410,015</b>
純資産の部	
<b>株主資本</b>	<b>6,323,927</b>
資本金	799,549
資本剰余金	270,189
資本準備金	270,189
利益剰余金	5,254,320
利益準備金	149,400
その他利益剰余金	5,104,920
別途積立金	2,680,000
固定資産圧縮積立金	6,750
繰越利益剰余金	2,418,169
自己株式	△131
<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,479</b>
その他有価証券評価差額金	3,479
<b>純資産合計</b>	<b>6,327,406</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,737,422</b>

損益計算書 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

売上高		15,467,759
売上原価		11,153,805
売上総利益		4,313,953
販売費及び一般管理費		3,970,718
営業利益		343,235
営業外収益		
受取利息	819	
受取配当金	156	
仕入割引	9,174	
受取家賃	6,228	
その他営業外収益	10,028	26,406
営業外費用		
支払利息	1,273	
支払手数料	1,800	
上場関連費用	17,393	
株式交付費	6,864	
その他営業外費用	1,380	28,712
経常利益		340,929
特別利益		
固定資産売却益	85	
出資金清算益	23,431	23,516
特別損失		
固定資産除却損	35,470	35,470
税引前当期純利益		328,975
法人税、住民税及び事業税		94,259
法人税等調整額		28,782
当期純利益		205,933

# 株主資本等変動計算書 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
				別途積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	597,600	68,240	68,240	149,400	2,680,000	7,068	2,328,742	5,165,211	△131
当期変動額									
新株の発行	201,949	201,949	201,949						
剰余金の配当							△116,825	△116,825	
当期純利益							205,933	205,933	
固定資産圧縮 積立金取崩						△318	318	-	
株主資本以外の 項目の当期変動額									
当期変動額合計	201,949	201,949	201,949	-	-	△318	89,426	89,108	
当期末残高	799,549	270,189	270,189	149,400	2,680,000	6,750	2,418,169	5,254,320	△131

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,830,920	3,723	3,723	5,834,644
当期変動額				
新株の発行	403,898			403,898
剰余金の配当	△116,825			△116,825
当期純利益	205,933			205,933
固定資産圧縮 積立金取崩	-			-
株主資本以外の 項目の当期変動額		△244	△244	△244
当期変動額合計	493,006	△244	△244	492,762
当期末残高	6,323,927	3,479	3,479	6,327,406

## 個別注記表

### (I) 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

市場価格がない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格がない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

##### (2) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

##### (3) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～50年

その他 2～35年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支出に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 製品保証引当金  
製品保証による支出に備えるため、過去の実績率に基づく発生見込額を計上しているほか、発生額を個別に見積もることができる費用については当該見積額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
5. 重要な収益及び費用の計上基準
- 業務用厨房機器の製造・販売及び保守修理事業  
業務用厨房機器の製造・販売及び保守修理事業においては、厨房機器の仕入商品の販売並びに集団給食施設向けの食器洗浄機、消毒保管機、回転釜、炊飯器、スチームコンベクションオーブン等の製造及び販売を行っております。
- 商品及び製品の販売に係る収益は、搬入据付工事を含む場合においては、顧客の検収

により顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、搬入据付工事が完了後、顧客の検収時点で収益を認識しております。

なお、搬入据付工事を伴わない商品及び製品の販売に係る収益は、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常であるため、出荷時に収益を認識しております。

保守修理に係る収益は、主に販売した商品又は製品の保守修理であり、顧客の検収により当該役務の提供が完了し、履行義務が充足されることから、サービス提供が完了後、顧客の検収時点で収益を認識しております。

いずれの収益も、顧客との契約において約束された金額で測定しております。製造及び販売の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。また、重要な金融要素は含んでおりません。

#### 6. 繰延税金資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### (Ⅱ) 会計方針の変更に関する注記

##### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内販売において、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常であるため、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。

当該会計方針の変更により、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。

##### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という)等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしており

ます。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### (Ⅲ) 会計上の見積りの変更に関する注記

従来、資産除去債務については資産除去債務に関する会計基準第5項に基づき計上しておりませんでした。資産除去債務を計上するための情報が入手されたことを契機として当事業年度より計上することといたしました。これにより、資産除去債務が24,168千円計上され、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ18,654千円減少しております。

### (Ⅳ) 追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続するものの、翌事業年度以降においては改善するという一定の仮定に基づいて会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (Ⅴ) 重要な会計上の見積りに関する注記

#### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 (単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	478,364

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は484,567千円であります。

- (2) 将来の利益計画に基づいて将来の課税所得を検討し、近い将来の経営環境の著しい変化の有無を検討した上で、実現可能性が高いと考えられる金額を繰延税金資産として計上しております。将来の課税所得については、新型コロナウイルス感染症の影響を反映した将来予測に基づき算定しております。当社では定期的に経営推進協議会を開催し、支店・営業所・事業部から営業活動や市場・顧客の動向、各案件の状況について報告を受けております。こうして報告された来期以降の案件の動向、受注の確度などに基づいて将来予測を行っております。しかしながら、繰延税金資産の全部又は一部について回収可能性がないと判断した場合、その金額を評価性引当額として繰延税金資産から控除し、また、同額を法人税等調整額として計上することとなります。

(Ⅵ) 貸借対照表に関する注記

- |    |   |           |              |
|----|---|-----------|--------------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額  |           | 3,793,239千円  |
| 2. | 担保に供している資産  |           |              |
|    | 土地  | 26,908千円  | 建物 743,622千円 |
|    | 担保に係る債務の金額  | 266,500千円 |              |
| 3. | 当座貸越限度額契約及び貸出コミットメント契約  |           |              |
|    | 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。 |           |              |
|    | 当座貸越契約及び  |           | 4,400,000千円  |
|    | 貸出コミットメント契約の総額  |           |              |
|    | 借入実行残高  |           | 230,000千円    |
|    | 差引額   |           | 4,170,000千円  |
| 4. | 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  |           |              |
|    | 短期金銭債権  |           | 761千円        |
|    | 長期金銭債権  |           | 26,716千円     |
|    | 短期金銭債務  |           | 22,449千円     |
| 5. | 顧客との契約から生じた債権   |           |              |
|    | (Ⅻ)収益認識に関する注記「3. (1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載のとおりです。   |           |              |

(Ⅶ) 損益計算書に関する注記

- |    |  |  |           |
|----|--|--|-----------|
| 1. | 関係会社との取引高  |  |           |
|    | 仕入高  |  | 107,244千円 |
|    | 営業取引以外の取引による取引高                                  |  | 184千円     |
| 2. | 顧客との契約から生じる収益                                    |  |           |
|    | (Ⅻ)収益認識に関する注記「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりです。 |  |           |



## (Ⅷ) 株主資本等変動計算書に関する注記

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式	973,572株	162,000株	—	1,135,572株	
合計	973,572株	162,000株	—	1,135,572株	

## (変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

公募による新株式発行による増資 145,000株

オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当による増資 17,000株

## 2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	摘要
自己株式					
普通株式	28株	—	—	28株	
合計	28株	—	—	28株	

## 3. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当り 配当金	基準日	効力発生日
2021年12月24日 定時株主総会	普通株式	116,825	120円	2021年9月30日	2021年12月27日

## (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当り 配当金	基準日	効力発生日
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	136,265	利益剰余金	120円	2022年9月30日	2022年12月26日

(IX) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳は以下のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	298,249千円
賞与引当金	116,356千円
その他	113,986千円
繰延税金資産小計	528,591千円
評価性引当額	△44,023千円
繰延税金資産合計	484,567千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△2,979千円
その他	△3,223千円
繰延税金負債合計	△6,203千円
繰延税金資産の純額	478,364千円

(X) リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他に板金加工生産設備などの製造設備及び車両の一部と電算機等はリース契約にて使用しております。

(XI) 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されていますが、与信管理を行い信用リスクを低減しております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達です。

また、これら営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成するなどの方法によりこれを管理しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日（当事業年度末）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格がない株式等は次表には含まれておりません（注）参照）。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、1年以内返済予定の長期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	10,637	10,637	-
資産計	10,637	10,637	-

(注) 市場価格がない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	52,600

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品  
当事業年度（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	10,637	－	－	10,637
資産計	10,637	－	－	10,637

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

（Ⅻ）収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は業務用厨房機器製造、仕入、販売及び保守修理事業の単一セグメントであり、本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高のほぼ全てを占めております。

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度（2022年9月30日）
機器設備売上高	13,007,327
修理備品売上高	2,460,432
顧客との契約から生じる収益	15,467,759
その他の収益	－
外部顧客への売上高	15,467,759

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、（Ⅰ）重要な会計方針の「5.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2022年9月30日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	
売掛金	3,728,646
受取手形	842,844
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	
売掛金	3,996,457
受取手形	579,133
契約負債 (期首残高)	17,236
契約負債 (期末残高)	34,739

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,356千円であります。なお契約負債は、顧客との契約に基づき、履行義務の充足前に受領した前受金であります。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### (XIII) 1株当たり情報に関する注記

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり当期純利益金額 | 185円64銭   |
| (2) 1株当たり純資産額    | 5,572円13銭 |

#### (XIV) その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てております。

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2022年11月17日

日本調理機株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 誠  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本多 茂幸  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本調理機株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月21日

日本調理機株式会社 監査等委員会

監査等委員 鈴木 克 明 ㊟

監査等委員 三 井 聡 ㊟

監査等委員 小 粥 純 子 ㊟

(注) 監査等委員三井聡及び小粥純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場

東京都大田区南蒲田一丁目20番20号  
大田区産業プラザ PiO 3階 特別会議室

交通

- 1 京浜急行「京急蒲田」駅より徒歩約3分
- 2 JR京浜東北線、東急池上・多摩川線「蒲田」駅より徒歩約13分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。  
※会場にお越しの際は、上記案内図にあります歩道橋をご利用ください。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。